

4 建企第 287 号
令和 4 年 12 月 13 日

建設工事の受注者 様

総務部契約課長
土木建設部建設企画課長

「専任の主任技術者の兼務に係る取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）

建設業法施行令の一部を改正する政令により、監理技術者の配置が必要となる下請負契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられることとなりました。専任の金額要件におきましては、3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）から 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）に改正されます。

つきましては、金額要件の見直しに伴い下記のとおり専任の主任技術者の兼務に係る取扱いを改正しましたので通知します。なお、本通知に伴い令和 3 年 4 月 1 日付け 3 建企第 15 号「専任の主任技術者の兼務に係る取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）」は廃止します。

記

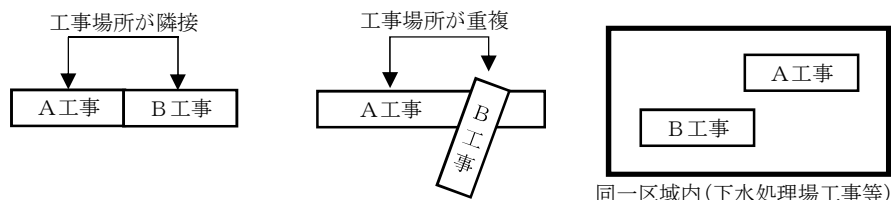
1 主任技術者を兼務できる工事

主任技術者を兼務できる工事は、国、愛知県等及び岡崎市の発注する公共工事とする。ただし、国、愛知県等の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとし、次のいずれかに該当するものとする。また、合算による諸経費の調整を行う工事は、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも主任技術者を兼務できる。

- (1) 密接な関係のある 2 以上の建設工事が隣接した場所（重なる場合を含む。）または同一区域内において施工する場合。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められること。
- (3) 工事の施工にあたり相互に調整を要すること。

前述について、該当する工事の例を次枠内に挙げる。

密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が隣接した場所（重なる場合を含む。）又は同一区域内において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれら2以上の工事を管理することができる。



「工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
 - ・国道、県道、市道における同種・類似工事
- 等

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・相互に工程調整が必要な工事
- ・現道規制の調整を要する工事
- ・工事間で土砂を流用する工事
- ・工事用道路を共用する工事

2 主任技術者を兼務できる工事の件数

上記1の場合において、1人の主任技術者が管理することができる工事の件数は、専任が必要な工事を含む場合は原則2件程度とする。ただし、岡崎市が認める場合はこれによらない。

3 主任技術者を兼務させる場合の手続き

(1) 兼務を希望する場合は、当該工事の公告日から1週間以内に「主任技術者兼務届」(別紙添付様式第17-1号)を建設企画課に提出する。

※例 金曜日公告の場合、翌週の木曜日まで

(2) 兼務の可否について建設企画課から連絡を受けた後、入札に参加する。

(3) 落札候補者となった場合、速やかに「主任技術者兼務届」を3部作成し、

そのうち1部を既工事の発注部署に提出する。

- (4) 兼務させる工事の発注課へ「現場代理人・主任(監理)技術者届」の提出と同時に「主任技術者兼務届」を1部提出する。なお、残りの1部は、受注者の控とする。

4 その他

- (1) 本件の取扱いは、監理技術者や営業所における専任の技術者には適用されない。
- (2) 兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くこととなるため、主任技術者の途中交代や特例監理技術者等の対応をしなければならない。

5 留意事項

- (1) 主任技術者は、次の場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。(兼務する現場内のいずれかに常駐すること。)
 - ア 市又は関係機関等との協議・打合せ等
 - イ 工事施工上、やむを得ず工事現場を離れる場合
(例)・材料調達にあたり、材料の存置箇所に行き直接品質確認する場合
・発生土の流用先の現場状況を把握するため他現場へ行く場合
 - ウ 法定休暇、労使協定または、就業規則の定めによる休暇及び傷病等による休暇の場合
 - エ 研修を受講する場合
 - オ 現場責任者会議(職長会議)等の会社が開催する会議に出席する場合
 - カ 兼務する工事現場間を移動中の場合
 - キ その他、市監督職員の承認を受けた、やむを得ない事情の場合
- (2) 主任技術者は、現場作業が行われているときに不在とするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めることとし、連絡員は不測の事態が発生したときは、速やかに主任技術者に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。(工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。)
- (3) 主任技術者は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。
- (4) 兼務配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮すること。
- (5) 兼務配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼務配置の解除を

命じることができる。この場合、受注者は専任できる別の主任技術者を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。

ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。

イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。

ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

6 適用時期

令和5年1月1日

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp